

長、萩原庶務課長は警察部を訪ひ、一部代表誠首の件に就いても警察当局の注告の如く會社は其計畫を中止すべき意思を申出づるに至れり。會社側苦慮の状想見するに難からず。

六日に於ける會社態度の漸く決定するを知るや、警察部は引續き佐藤電業組合代表を密かに招き、會社の内意と共に警察当局の意思を傳へたる上、六日を以て争議の圓滿解決を告ぐる様盡力すべく戒告を與へたり。

## 第一回落著の顛末

回答期日たる六日午前十時、大電本社樓上に於て、會社側は宮崎社長、木村取締役、若林技師長、萩原庶務課長、大西調査課長、組合側より佐藤氏以下十三名の代表委員、外に警察官、新聞記者立會の下に正式會見は行はれたり

先づ宮崎社長口を開きて、

「諸君の提案にかゝる要求書は四月二十九日午後一時私の手許に到着しました。處分回答期が三十日としてありましたが、斯る重大問題を一日で處理する事に到底不可能であつたため五日間延期の事になりました。要求書第一條の團體交渉權は獨り本社のみでなく勞資協調の上から見ても頗る影響する處が大であり既に昨年電業員組合組織希望の申込みがあつた際、單に組織のみは承認したが團體交渉權は認める事が出来ないと明言して置いた。今日諸君に對し正式に回答すると或は團體交渉權を認めたらうな形式になるが、決してさうでなく會社側は従業員全般に利害關係があるものと信じたので慎重審議の結果、便宜上諸君を従業員多數の代表有志として回答するのである」

と前提して要求各條項に亘り會社の意圖を説きたる上

「今回の要求は是れ精神的及び物質的の二つに分けられるが精神的方面の希望は我々も喜ぶ次第でその要求の大半は容れる事になつた。が物質方面は諸君の關係する範圍が大きい程會社側も對社會の影響が甚大である。言ひ換ふれば産業界の重大問題である。然し我社の待遇は決して他社に劣つて居る點がない。是れは數字上瞭然たるものである。今次要求案の中に給料に關する件が一つも無いのは諸君も暗中に思ひ當る點があるからであらう。會社の發電費が高いと並間の非難があるがこれが原因に就いて調査して見ると従業員給料が高率であるといふ事になつて居る」

と述べ終り、萩原庶務課長は左記十四ヶ條の會社回答案を朗讀せるが、更に宮崎社長は此機會に一言とありと再び起つて、今回の運動に關し佐藤代表と會見の際、組合側は斷じて不穩の行動に出でざる旨明言したるに係らず、數日來の示威運動の甚だしく穩かならざりしことを詰り、轉じて大電社の如き公益事業に従事する者は其行動に對して極めて慎重なる考慮を拂はざるべからずとの注意を述べ、回答書を提示したれば、佐藤代表は之に對しては更に一應協議の要あれば當日中改めて諾否の返答に及ぶべしと答へ、宮崎社長の注意に對し、示威運動は労働者の目的貫徹のための行動にして、それが社會の秩序公安を害せざる範圍内に行はるゝ場合には何等追及を受くべき理由なしと辯明し、同十一時會見を了して退社したり。

宮崎社長の佐藤代表等に對する回答發表の席に、友愛會の西尾主事は新聞記者に變装して其席にあり、逐一其回答を聴取し、佐藤代表一行とともに一先づ中島五丁目西島方に引上げたり。電業員組合幹部は、其席に於て回答に關する秘密會を開きたるが、席に西尾主事のあるを見るや、強て之を退席せ